

議論のための基礎資料 I

(共聴施設への対応について)

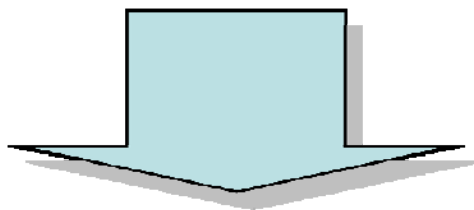
平成20年3月28日

地上デジタル放送推進に関する検討委員会
事務局

視聴者のデジタル化対応5分類

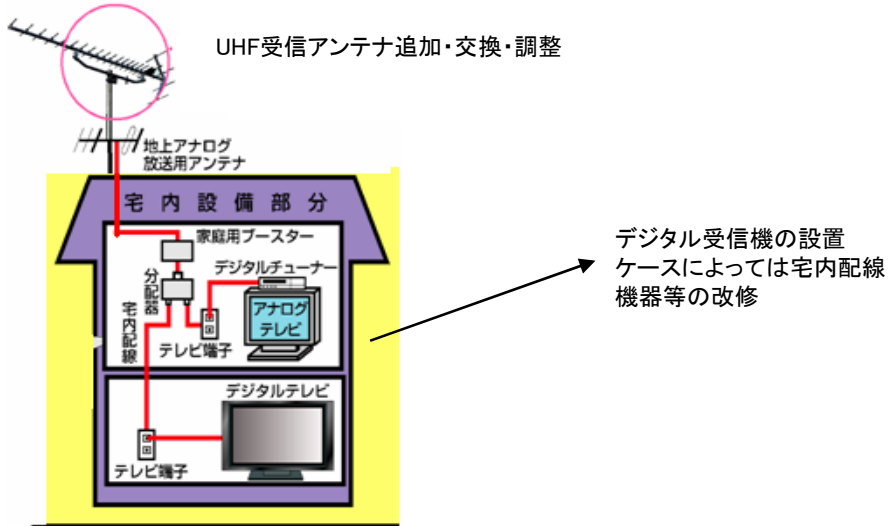
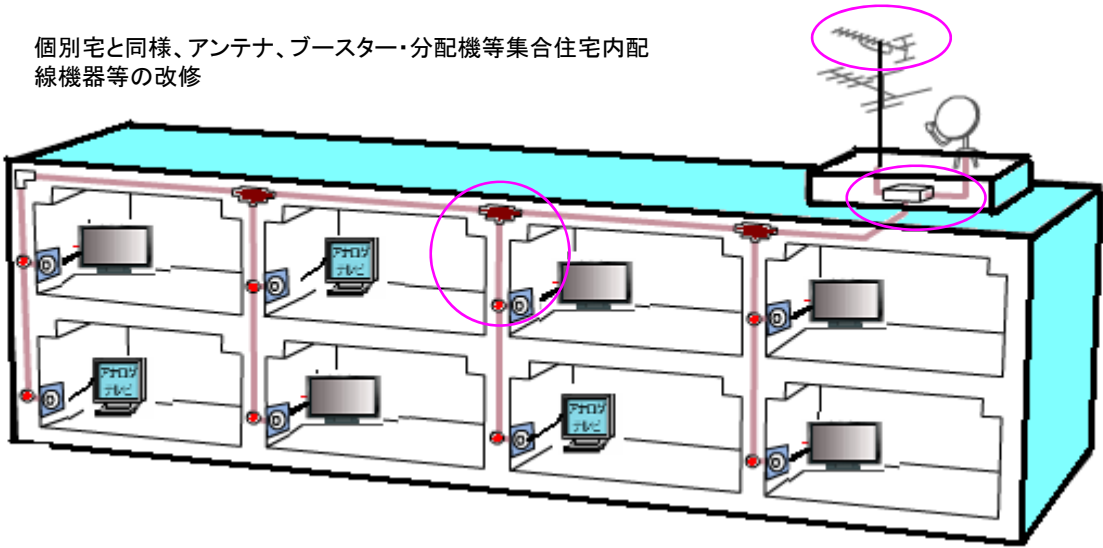
視聴者のデジタル化対応5分類

- (1) 直接受信
- (2) 集合住宅共聴施設(マンション等集合住宅)
- (3) 受信障害対策共聴施設(ビル陰等による電波障害に対処するため設置)
- (4) 辺地共聴施設(山間部等の難視聴解消に対処するため設置)
- (5) ケーブルテレビ

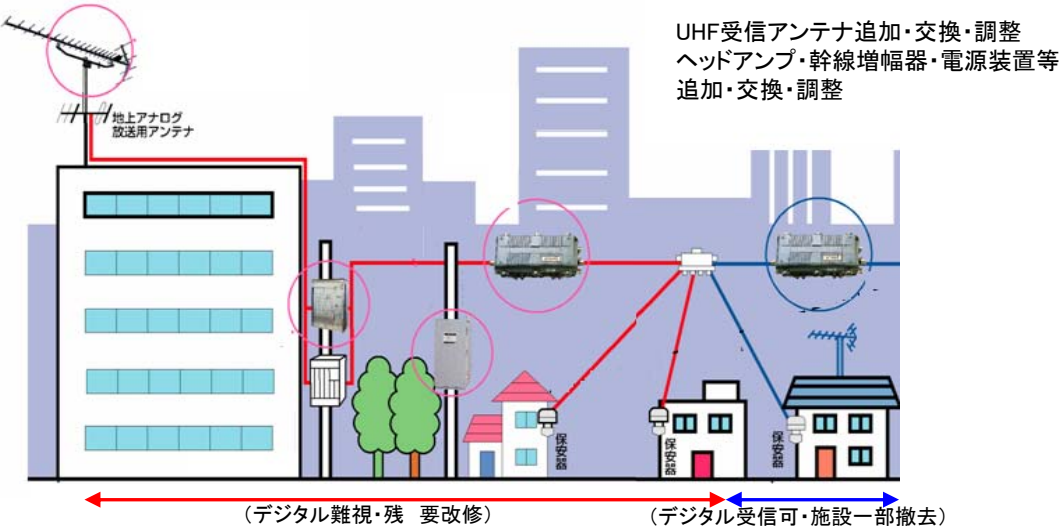
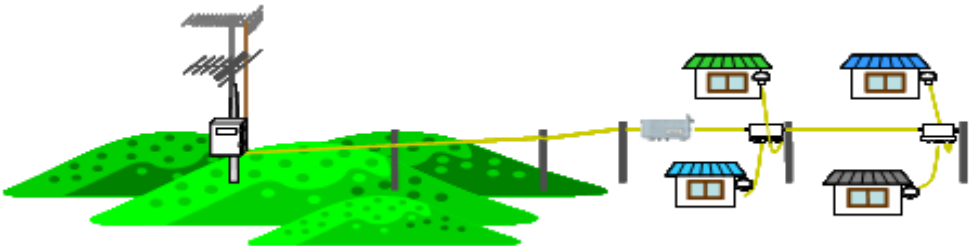


受信形態に応じたデジタル化対応が必要

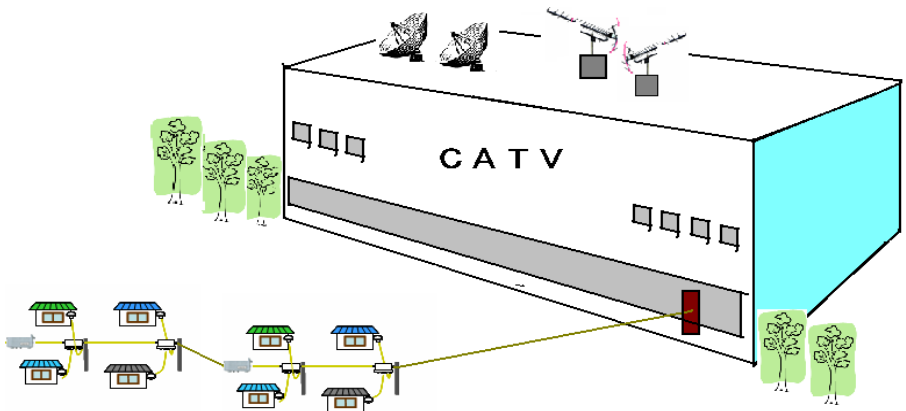
受信形態別のデジタル化対応①

分類	必要なデジタル化対応	デジタル化における課題
(1) 直接受信	 UHF受信アンテナ追加・交換・調整 地上アナログ放送用アンテナ 宅内設備部分 家庭用ブースター 分配器 宅内配線 デジタルチューナー アナログテレビ デジタルテレビ テレビ端子 テレビ端子 デジタル受信機の設置 ケースによっては宅内配線 機器等の改修	約2,000万世帯 ・UHFアンテナの追加等が必要となる場合あり ↓ 個人負担
(2) 集合住宅 共聴	個別宅と同様、アンテナ、ブースター・分配機等集合住宅内配線機器等の改修 	約52万施設(約770万世帯) 【課題】 ・UHFアンテナの追加等が必要となる場合あり ・住民管理組合の改修合意形成が重要 ↓ 住民負担

受信形態別のデジタル化対応②

分類	必要なデジタル化対応	デジタル化における課題
(3) 受信障害 対策共聴 施設	 UHF受信アンテナ追加・交換・調整 ヘッドアンプ・幹線増幅器・電源装置等 追加・交換・調整 地上アナログ 放送用アンテナ (デジタル難視・残 要改修) (デジタル受信可・施設一部撤去) ビル陰の他、送電線、鉄道、道路設備等を原因とした受信障害の対策として作られた共聴施設がある	約5万施設(約650万世帯) 【課題】 ・改修方法の決定(デジタル化改修か個別受信への移行か) ・受信障害の原因物所有者と住民側との改修費用の分担調整 ↓ 民民間協議
(4) 辺地共聴 施設		約2万施設(約150万世帯) 【課題】 受信点(アンテナ)移設等のため、改修費用が高額になる場合がある。 ↓ 住民負担+国による支援

受信形態別のデジタル化対応③

分類	必要なデジタル化対応	デジタル化における課題
(5) ケーブル テレビ	 The diagram illustrates a CATV (Cable Television) system. A central station, labeled 'CATV', is shown with several satellite dishes on its roof. A network of yellow lines represents the cable infrastructure, connecting the central station to a series of small house icons, which represent individual households. The houses are arranged in a line, with some having green trees next to them. The central station has a red rectangular feature on its side, possibly representing a digital converter or a specific service point.	ケーブルテレビ (約2, 150万世帯) 【課題】 ・既存施設についてはCATV会社側におけるデジタル化改修が必要 ・新規にケーブルテレビを整備する場合には、国による支援も活用

※ 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、直接受信世帯数は推計値である。

受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

受信形態別の周知・働きかけの方法と費用負担のイメージ

	受信形態				
	戸建て住宅(直接受信)	集合住宅共聴施設	都市受信障害対策共聴施設	辺地共聴施設	ケーブルテレビ
世帯数 (施設数)	2,000万世帯程度	約770万世帯 (約52万棟)	約650万世帯 (約5万施設)	約150万世帯 (約2万施設)	約2,150万世帯
施設のデジタル化	宅内改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合がある。	共聴施設改修(アンテナ、ブースター、分配器、ケーブル等の交換)が必要な場合があり、改修の際には、改修工事の他、各共聴施設毎に下欄のような対応等が必要になる。 また、施設の規模により、デジタル放送の再送信同意の申請が必要な場合がある。			地上デジタルテレビ放送の再送信サービスへの加入(STBレンタル等)が必要な場合がある。
		分譲集合住宅の場合には、住民管理組合等においてデジタル化改修の合意が必要。	改修方法の決定(デジタル化改修、個別受信等の選択)が必要。 受信障害の原因物所有者と住民との改修費用の負担調整が必要。	改修方法の決定(有線共聴のデジタル化改修、無線共聴新設等の選択)が必要。 既存のアナログ受信点でデジタル電波を受信できない場合は受信点移設が必要。	
周知・働きかけ	放送事業者のスポット・テレビ番組、総務省・Dpa のパンフレット、地方公共団体の広報誌、Dpa の「地デジキャラバン」等を通じて周知。				
		国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	国が業界団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	NHK 共聴は、NHK が地元共聴組合に対し周知。 自主共聴は、国が地方公共団体等と連携して施設設置者等に対し周知。	ケーブルテレビ事業者が加入者等に対し周知。
費用負担の基本的考え方	自己負担。	集合住宅の建物内改修は所有者負担。	受信障害が解消した場合は、左記「戸建て住宅」又は「集合住宅」と同じ。 受信障害が解消されない場合の共聴施設改修の費用負担は、原因物所有者と視聴者の間で協議(その際の基本的考え方を総務省が提示(2006 年 11 月))。	NHK 共聴は、NHK と視聴者等で費用負担。 自主共聴は、施設の設置管理者(自治体又は共聴組合)負担。視聴者負担が著しく過重となる場合は国が経費の一部を補助。	加入料・利用料等として視聴者が負担。 一定の要件を満たすケーブル敷設等について、ケーブルテレビ事業者に対して国が補助。

(注1) 各家庭内でデジタル放送視聴に必要な機器(デジタルテレビ等)は自己負担であるが、上表では省略している。
(注2) 都市受信障害対策共聴施設や辺地共聴施設等で受信している世帯でも、宅内改修が必要な場合があるが、上表では省略している。
(注3) 世帯数については、「ケーブルテレビ」により受信している「集合住宅」があるなど、重複がある。なお、「戸建て住宅(直接受信)」の世帯数は推計値である。

「デジタル放送推進のための行動計画」(第8次)より抜粋
※世帯数については時点更新

共聴施設数

集合住宅共聴施設数と世帯数（都道府県別）

都道府県	施設数	世帯数	対全世帯数比率※2
北海道	19,722	309,925	11.9%
青森県	1,084	16,318	2.9%
岩手県	1,401	19,811	4.0%
宮城県	6,204	82,582	9.3%
秋田県	656	6,981	1.7%
山形県	1,115	13,084	3.3%
福島県	2,657	29,390	4.0%
茨城県	4,097	45,063	4.2%
栃木県	2,539	27,198	3.7%
群馬県	2,416	27,605	3.7%
埼玉県	19,225	436,533	15.7%
千葉県	18,918	390,127	15.9%
東京都	123,998	1,556,834	25.7%
神奈川県	43,209	811,238	21.5%
新潟県	2,501	31,379	3.8%
山梨県	1,370	16,363	4.3%
長野県	1,965	23,766	5.5%
富山県	1,505	19,810	7.4%
石川県	2,367	24,722	7.5%
福井県	1,433	13,201	1.7%
岐阜県	4,786	41,137	5.7%
静岡県	8,718	102,566	7.3%
愛知県	35,389	483,648	17.4%
三重県	2,666	27,182	3.9%
滋賀県	2,371	39,565	8.1%
京都府	11,656	183,223	16.9%
大阪府	62,231	1,161,675	30.7%
兵庫県	28,789	596,742	26.3%
奈良県	3,483	65,811	12.2%
和歌山県	1,989	26,516	6.3%
鳥取県	747	14,074	6.3%
島根県	884	17,054	6.3%
岡山県	4,111	45,396	6.0%
広島県	15,059	184,543	15.4%
山口県	3,544	46,975	7.4%
徳島県	2,140	22,036	7.0%
香川県	3,127	34,626	8.6%
愛媛県	4,883	45,248	7.3%
高知県	2,566	27,071	7.8%
福岡県	27,910	302,536	14.4%
佐賀県	1,159	10,524	3.5%
長崎県	5,207	50,248	8.3%
熊本県	4,600	52,505	7.4%
大分県	3,822	36,549	7.4%
宮崎県	2,844	19,594	4.0%
鹿児島県	6,166	51,646	6.7%
沖縄県	9,040	109,924	20.6%
全国計	518,269	7,700,544	14.9%

※1 （株）センリンの住宅地図データベース（平成19年1月現在）より4階建以上の集合住宅を抽出

※2 平成18年度末の住民基本台帳世帯数から算出

都市受信障害対策共聴施設数と世帯数（都道府県別）

都道府県	施設数	世帯数	対全世帯数比率※2
北海道	4,132	208,463	8.0%
青森県	303	47,847	8.5%
岩手県	261	23,446	4.7%
宮城県	1,037	108,062	12.2%
秋田県	174	15,763	3.8%
山形県	413	15,198	3.9%
福島県	627	69,963	9.5%
茨城県	437	132,527	12.3%
栃木県	219	36,476	5.0%
群馬県	562	41,417	5.6%
埼玉県	2,304	904,398	32.5%
千葉県	1,880	361,566	14.7%
東京都	9,193	1,233,083	20.3%
神奈川県	3,716	519,018	13.8%
新潟県	578	50,799	6.1%
山梨県	8	355	0.1%
長野県	95	5,031	1.2%
富山県	126	6,997	2.6%
石川県	313	29,587	9.0%
福井県	133	4,629	0.6%
岐阜県	425	97,076	13.4%
静岡県	539	71,160	5.1%
愛知県	2,425	347,305	12.5%
三重県	105	85,200	12.1%
滋賀県	846	58,364	12.0%
京都府	2,381	227,921	21.0%
大阪府	7,646	1,074,394	28.4%
兵庫県	3,076	364,751	16.1%
奈良県	743	46,827	8.7%
和歌山県	247	17,146	4.1%
鳥取県	51	3,665	1.6%
島根県	78	2,682	1.0%
岡山県	603	41,358	5.5%
広島県	1,062	69,667	5.8%
山口県	321	30,675	4.8%
徳島県	104	23,213	7.4%
香川県	131	9,821	2.4%
愛媛県	216	15,549	2.5%
高知県	33	1,148	0.3%
福岡県	1,560	100,768	4.8%
佐賀県	118	3,881	1.3%
長崎県	57	1,875	0.3%
熊本県	201	8,154	1.1%
大分県	63	3,656	0.7%
宮崎県	42	1,880	0.4%
鹿児島県	220	19,398	2.5%
沖縄県	160	4,689	0.9%
全国計	49,964	6,546,848	12.7%

※1 出所：総務省(平成19年10月現在)

※2 平成18年度末の住民基本台帳世帯数から算出

辺地共聴施設数と世帯数（都道府県別） [暫定版]

	都道府県	自主共聴		NHK共聴		合計	
		施設数	世帯数	施設数	世帯数	施設数	世帯数
北海道	北海道	337	28,749	397	20,079	734	48,828
	青森	58	3,021	128	7,270	186	10,291
	岩手	513	31,876	203	14,940	716	46,816
東北	宮城	98	5,341	166	11,284	264	16,625
	秋田	210	5,928	218	14,074	428	20,002
	山形	103	2,835	247	16,810	350	19,645
	福島	132	7,444	339	21,938	471	29,382
	栃木	63	6,123	101	7,624	164	13,747
関東	茨城	109	8,569	152	11,963	261	20,532
	群馬	209	26,987	153	11,578	362	38,565
	埼玉	73	7,109	123	9,561	196	16,670
	千葉	38	6,757	115	10,610	153	17,367
	東京	27	3,700	72	7,144	99	10,844
	神奈川	121	24,344	119	18,140	240	42,484
	山梨	20	2,233	110	6,527	130	8,760
信越	新潟	415	16,959	199	12,447	614	29,406
	長野	274	16,423	176	10,276	450	26,699
北陸	富山	29	1,179	11	518	40	1,697
	石川	304	13,934	117	6,314	421	20,248
	福井	71	2,548	83	4,200	154	6,748
東海	静岡	376	34,762	269	17,208	645	51,970
	愛知	119	15,597	148	10,813	267	26,410
	三重	143	16,744	19	925	162	17,669
	岐阜	450	57,864	148	11,530	598	69,394
近畿	滋賀	139	10,454	115	7,763	254	18,217
	京都	506	39,536	283	23,057	789	62,593
	大阪	126	20,674	60	7,202	186	27,876
	兵庫	1,089	99,741	377	28,212	1,466	127,953
	奈良	176	19,758	92	5,510	268	25,268
	和歌山	457	29,010	217	17,240	674	46,250
中国	鳥取	101	8,456	105	5,696	206	14,152
	島根	237	6,941	245	18,851	482	25,792
	岡山	425	31,987	250	18,915	675	50,902
	広島	397	37,602	374	29,799	771	67,401
四国	山口	159	11,883	163	11,727	322	23,610
	徳島	120	6,199	159	7,546	279	13,745
	香川	47	5,035	38	2,458	85	7,493
	愛媛	599	26,240	331	21,288	930	47,528
	高知	368	10,510	327	19,728	695	30,238
九州	福岡	150	12,454	246	18,847	396	31,301
	佐賀	38	4,960	59	4,790	97	9,750
	長崎	120	11,637	273	23,753	393	35,390
	熊本	415	11,461	272	21,414	687	32,875
	大分	440	13,346	147	10,219	587	23,565
	宮崎	118	2,561	182	13,216	300	15,777
沖縄	鹿児島	276	15,821	276	27,339	552	43,160
	沖縄	26	918	54	4,456	80	5,374
合計		10,821	784,210	8,458	612,799	19,279	1,397,009
							2.7%

※1 出所：総務省（平成19年7月現在）

※2 平成18年度末の住民基本台帳世帯数から算出

※3 辺地共聴施設の施設数と世帯数については、

現在総務省において、精査中であり、

上表の数値は暫定値である。

ケーブルテレビの普及状況

都道府県	事業者数※1	許可施設数	契約者数※1 (H18.12末)	契約者数※1 (H19.12末)	伸び率	世帯数※2	契約者数 世帯比率	引込端子数 (H19.12末)※3
北海道	12	12	381,283	393,796	3.3%	2,599,764	15.1%	380,267
青森県	4	4	66,625	67,635	1.5%	562,919	12.0%	97,227
岩手県	11	11	69,610	73,070	5.0%	497,023	14.7%	160,881
宮城県	6	6	157,084	164,021	4.4%	883,414	18.6%	193,046
秋田県	3	3	38,215	43,448	13.7%	415,863	10.4%	118,111
山形県	4	4	56,401	57,055	1.2%	394,212	14.5%	81,682
福島県	3	3	6,646	6,675	0.4%	736,288	0.9%	10,189
茨城県	6	7	180,846	200,201	10.7%	1,079,882	18.5%	263,526
栃木県	14	17	113,679	130,950	15.2%	730,557	17.9%	277,903
群馬県	9	10	63,696	70,251	10.3%	745,233	9.4%	175,318
埼玉県	18	47	1,349,677	1,548,565	14.7%	2,781,143	55.7%	1,328,230
千葉県	18	22	1,344,538	1,275,746	-5.1%	2,454,027	52.0%	876,336
東京都	29	39	3,459,786	3,734,530	7.9%	6,060,432	61.6%	1,967,578
神奈川県	18	23	1,961,134	2,058,324	5.0%	3,774,373	54.5%	1,485,661
新潟県	10	12	118,188	122,754	3.9%	831,390	14.8%	261,528
富山県	15	16	210,141	220,427	4.9%	379,768	58.0%	361,171
石川県	11	12	126,071	145,019	15.0%	431,925	33.6%	264,943
福井県	13	13	162,469	172,549	6.2%	266,948	64.6%	244,787
山梨県	21	24	266,663	279,492	4.8%	328,309	85.1%	263,709
長野県	47	50	434,534	443,312	2.0%	798,841	55.5%	672,966
岐阜県	16	17	200,130	212,793	6.3%	724,887	29.4%	380,376
静岡県	17	25	360,004	378,789	5.2%	1,397,457	27.1%	476,815
愛知県	15	35	1,350,183	1,423,996	5.5%	2,774,999	51.3%	1,335,446
三重県	11	17	511,327	538,950	5.4%	701,695	76.8%	797,986
滋賀県	7	8	89,648	94,420	5.3%	487,389	19.4%	279,015
京都府	9	9	129,916	168,868	30.0%	1,085,362	15.6%	361,273
大阪府	16	27	3,000,071	3,141,929	4.7%	3,779,054	83.1%	1,754,679
兵庫県	19	23	844,120	869,886	3.1%	2,267,661	38.4%	919,963
奈良県	6	7	87,932	93,147	5.9%	540,542	17.2%	67,333
和歌山県	2	2	91,343	93,628	2.5%	420,679	22.3%	157,378
鳥取県	5	7	111,121	122,147	9.9%	222,832	54.8%	177,346
島根県	9	9	96,675	109,840	13.6%	272,241	40.3%	212,172
岡山県	16	17	216,922	224,771	3.6%	758,762	29.6%	380,679
広島県	10	16	298,199	315,708	5.9%	1,198,083	26.4%	365,365
山口県	11	16	307,251	326,271	6.2%	633,395	51.5%	397,133
徳島県	18	22	153,524	171,260	11.6%	314,289	54.5%	253,886
香川県	7	7	106,227	110,964	4.5%	401,497	27.6%	186,406
愛媛県	11	11	135,441	148,946	10.0%	618,521	24.1%	152,345
高知県	6	6	66,397	69,676	4.9%	346,228	20.1%	111,818
福岡県	11	17	814,298	821,675	0.9%	2,104,652	39.0%	855,520
佐賀県	14	21	129,420	131,729	1.8%	302,591	43.5%	185,846
長崎県	15	15	176,813	185,269	4.8%	601,788	30.8%	306,844
熊本県	4	6	104,296	113,855	9.2%	712,952	16.0%	127,014
大分県	15	23	247,289	257,548	4.1%	495,120	52.0%	193,866
宮崎県	4	4	165,647	174,664	5.4%	489,832	35.7%	237,578
鹿児島県	11	13	39,704	43,400	9.3%	775,541	5.6%	154,775
沖縄県	4	4	98,268	100,633	2.4%	532,688	18.9%	289,698
全国	※4 (536)	719	20,499,452	21,652,582		51,713,048	41.9%	20,603,614

※1 自主放送を行う許可施設のケーブルテレビに関するもの（電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。）

※2 平成18年度末の住民基本台帳世帯数。

※3 自主放送を行う許可施設に関するもの（電気通信役務利用放送法の登録を受けた者の設備で、有線テレビジョン放送法の許可施設と同様の放送方式により放送を行っているものを含む。）

※4 「事業者数」の合計数は、複数の都道府県にわたり事業を行う者の重複分を除いたもの。このため、単純な合計とは一致しない。

集合住宅共聴施設への 対応に関する資料

集合住宅共聴施設のデジタル化改修状況

全国の4階建て以上の集合住宅2.3万（同総数約52万※（推定約770万世帯）の4.4%）について、地上デジタル放送対応のための施設改修状況等を調査。

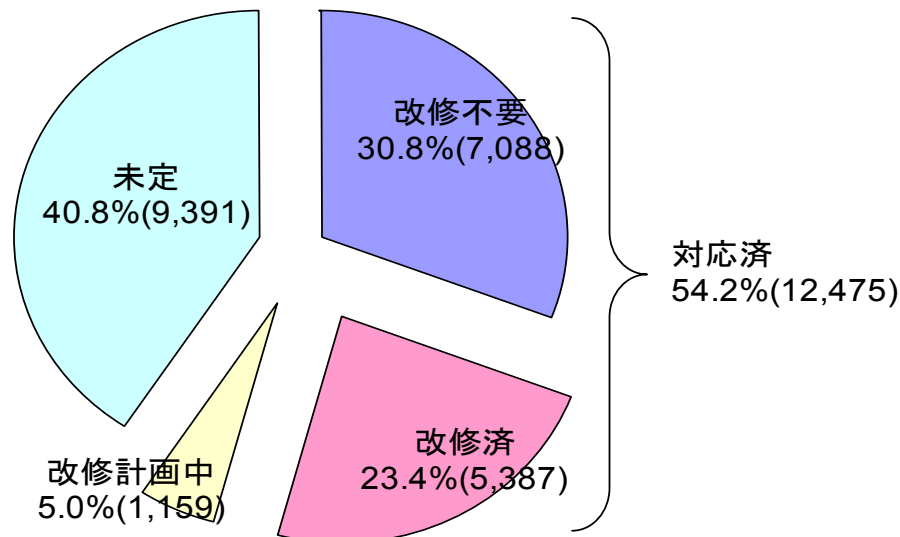


※ 2007年1月末現在、(株)ゼンリン住宅地図データベースから集計

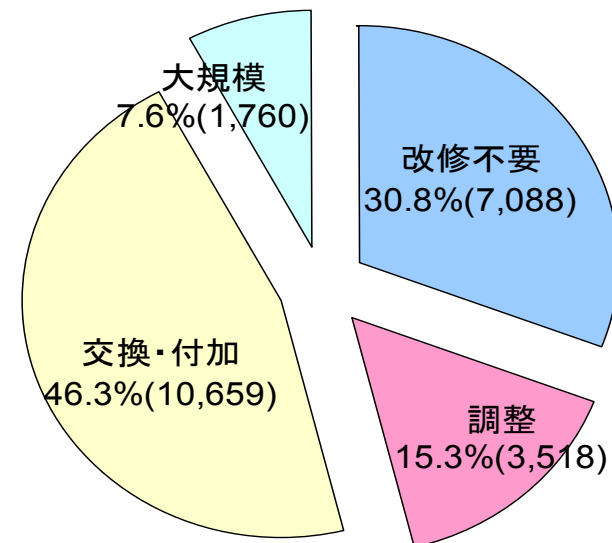
- ✚ 半数以上の施設が既に地上デジタル放送に**対応済**
- ✚ 7割弱の施設で調整・交換等が必要なものの、劣化による線路張替え等での**大規模な改修が必要なものはわずか**※

※ その場合でも地上デジタル放送に最低限対応するための応急措置（周波数変換パススルー方式。1世帯当たり改修費用（目安）中（～5万円））は活用可能。

デジタル化改修の進捗状況



デジタル化改修の程度



集合住宅共聴施設のデジタル対応促進に向けた主な課題

1 共聴施設設置者等における施設改修の必要性等の認識の浸透

- ✚ 特に区分所有の集合住宅においては共聴施設改修までには時間を要するため、マンション管理組合等に対して、関係業界との密接な連携のもと、周知広報を加速していくことが不可欠であり、そのための体制強化が必要。その際には、一般の方にも分かりやすく、かつ地デジ受信の選択肢に関して十分に説明することが必要
- ✚ 特に集合住宅共聴施設は、他の共聴施設に比べて施設数が非常に多いことから、地上デジタル放送のメリットや共聴施設等による視聴に必要な対応等について、テレビ番組やスポットの活用、自治体広報誌等様々な媒体を通じた効果的な周知が不可欠
- ✚ また、膨大な数の施設管理者に対して必要情報を確実に提供するための郵送周知等の効率的な方法の検討が必要

2 共聴施設の現状等の把握

- ✚ サンプル調査等を通じて共聴施設の改修を要する場合の大凡の経費の程度や改修の進捗状況の把握をより詳細に行うことが必要

3 マンション管理組合での合意形成や手続き等により施設改修までに長期間を要する

- ✚ 共聴施設の地上デジタル放送視聴確認の支援、マンション管理組合での施設改修の決定に至るまでの進め方、メディア別（地デジのみ、BSデジタル・CS110まで視聴可能等）・規模別の標準的な改修方法・コスト等、特に合意形成に時間を要するマンション管理組合による施設改修の促進策の検討が必要
- ✚ 共聴施設の改修に当たっては、法令に基づく届出等を要するが、添付書類の削減等により事務手続き・処理の迅速化を図ることが必要

【参考1】集合住宅共聴施設のデジタル化改修経費（例）

改修区分	構成比※ ₁	改修費用 【1世帯当たりの目安】※ ₂	改修事例※ ₂	備考
改修不要	30.8%	---	---	・比較的建築年数が新しい高層マンション等の場合
調整	15.3%	小 【～1万円】	・増幅器の調整等のみ必要	・同上
交換・付加	46.3%	中 【～5万円】	・アンテナの改修や増幅器の調整が必須の場合が多い	特定地域での増額要因（例） ・関東広域圏や近畿広域圏の比較的古い建物でUHFアンテナの増設、U/V帯増幅器への交換等を要する場合 ・3広域圏の一部のように広域局と県域局とで送信点の位置が異なる場合
大規模※ ₃	7.6%	大 【5万円～】	・ケーブル全面張替え、各戸のテレビ端子の全面交換等、施設の規模や状態等によって内容が大きく異なる	・建築年数が古く、かつVHF帯のみ伝送する施設の場合

※₁ 調査対象の4階建て以上の集合住宅約2.3万棟に占める構成比

※₂ 具体的な改修経費等は、設備の規模、状態等によって異なる。

※₃ 地上デジタル放送に最低限対応するための応急措置（周波数変換パススルー方式。1世帯当たり改修費用（目安）中）が活用可能。

【参考2】集合住宅共聴施設の改修までの流れ



竣工図等を利用し、共聴施設の現状を調査

事前調査



伝送路特性を測定し、既存ケーブルの状況も調査



地上デジタル放送用アンテナの設置

必要に応じてブースターや分配器等を交換



改修工事
の機器の交換



改修工事
③テレビ端子の交換

必要に応じてテレビ端子やケーブルを交換

1

事前調査

共聴施設の現状調査
同軸ケーブルの調査

2

システム設計

改修計画の検討・確定
改修工事費の見積もり

3

改修工事

アンテナ設備・機器の交換・追加
テレビ端子の取り替え・受信機の接続
工事完了検査

4

完了



設計～見積り

事前調査の結果を元に設計書や見積書を作成

管理組合等の承認を得る
(説明会開催)



承認～発注

工事完了検査を実施して、引渡し



場合によっては、集会所等を使用して住民説明会を実施

都市受信障害対策共聴施設への 対応に関する資料

都市受信障害対策施設の地上デジタル放送対応に係る考え方(概要)

【都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達) :総情域第151号(平18.11.27)】

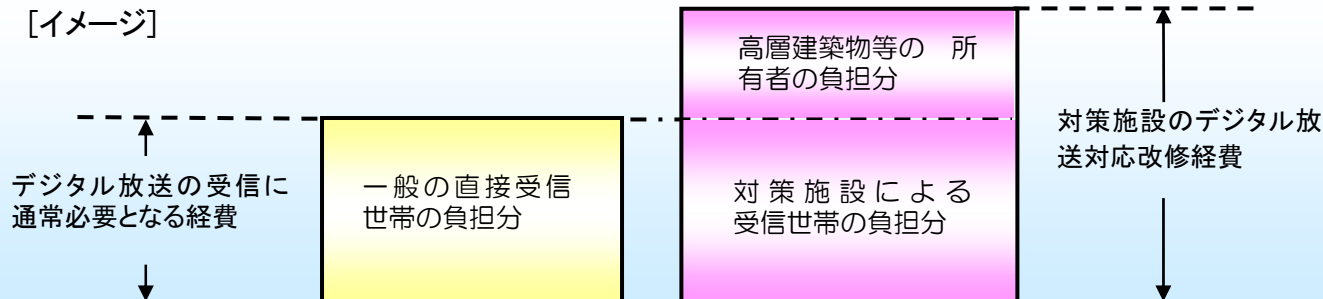


基本的考え方

- デジタル放送で受信障害が解消された世帯においては、受信障害対策は不要。
- デジタル放送においても受信障害が継続する場合は、高層建築物等の所有者と受信者を当事者とする協議により対応。

費用負担

- デジタル放送対応に係る改修費用は、当事者がそれぞれ応分に負担することが妥当。
- 具体的には、受信者はデジタル放送の受信に通常必要とされる経費、所有者は受信者負担分を超える経費をそれぞれ負担。



都市受信障害対策共聴施設のデジタル対応促進に向けた主な課題（1／2）

1 共聴施設設置者等における施設改修の必要性等の認識の浸透

- ✚ 地上デジタル放送は受信障害に強く、アナログ放送に比べて受信障害が大幅に軽減されることから、受信障害が解消される世帯では自ら個別アンテナを設置し直接受信に移行することが必要
- ✚ 受信障害が継続し共聴施設の改修が必要な場合、共聴施設改修までには時間を要するため、施設設置者等に対して、関係業界との密接な連携のもと、「しらみつぶし」に周知していくことが不可欠であり、周知広報の加速化のための体制強化が必要。その際には、一般の方にも分かりやすく、かつ地デジ受信の選択肢に関して十分に説明することが必要
- ✚ 併せて、地上デジタル放送のメリットや共聴施設等による視聴に必要な対応等について、テレビ番組やスポットの活用、自治体広報誌等様々な媒体を通じた効果的な周知が不可欠

2 共聴施設の現状等の把握

- ✚ 上記1の周知に当たって、必要情報の提供が確実にできる最新の設置者情報等の把握が必要
- ✚ また、サンプル調査等を通じて共聴施設の改修を要する場合の大凡の経費の程度や改修の進捗状況の把握が必要

3 地上デジタル放送における受信障害範囲の調査

- ✚ 大手公益事業者等においては実測等により受信障害範囲を調査しているものの、実測等により各世帯の直接受信への移行の可否を判定しようとするれば過大なコストを要する一方、地域コミュニティ内で対応が異なることに住民の理解を得ることに困難を伴うことが懸念（共聴施設の全加入世帯で施設改修を行う場合には調査の実施そのものが不要）。
- ✚ このため、地域ごとに、シミュレーションによる相談対応や、サンプル的な受信状況調査等に基づく地上デジタル放送の直接受信に関するきめ細やかな情報提供等の強化が必要

都市受信障害対策共聴施設のデジタル対応促進に向けた主な課題（2／2）

4 当事者間協議の設定・遂行が困難な場合

- ✚ 改修対象の共聴施設の設置以降、当時の原因物と共聴施設の間に新たな建築物が建てられている等、原因者の特定が困難になっている場合や全く新規の原因者と共聴施設の改修について協議する必要がある場合
- ✚ 当時の原因物の所有者が変わっている場合（例：原因物が区分所有の集合住宅であって、ディベロッパーの建設後、所有権がマンション管理組合に承継）
- ✚ 原因物である建築物等が建設されたときに所有者と住民との間で渡し切りによる費用負担契約（「渡し切り補償」）によって受信障害対策を終了している場合

5 当事者間の合意形成や手続き等により施設改修までに長期間を要する

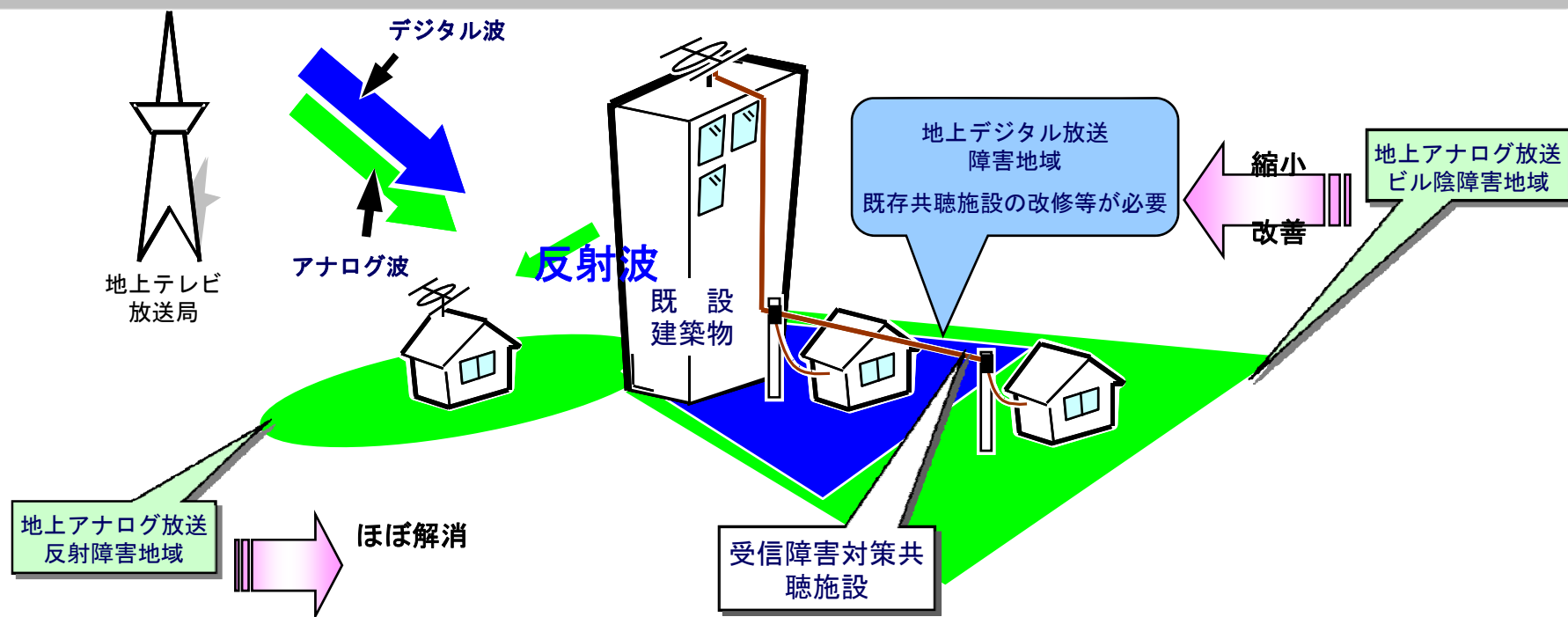
- ✚ 当事者間の合意形成に至るまでの協議の設定方法や進め方、協議において合意すべき事項の整理等の協議の促進策の検討が必要
- ✚ 共聴施設の改修に当たっては、法令に基づく届出等を要するが、添付書類の削減等により事務手続き・処理の迅速化を図ることが必要

6 施設改修に要する費用負担が過重な場合

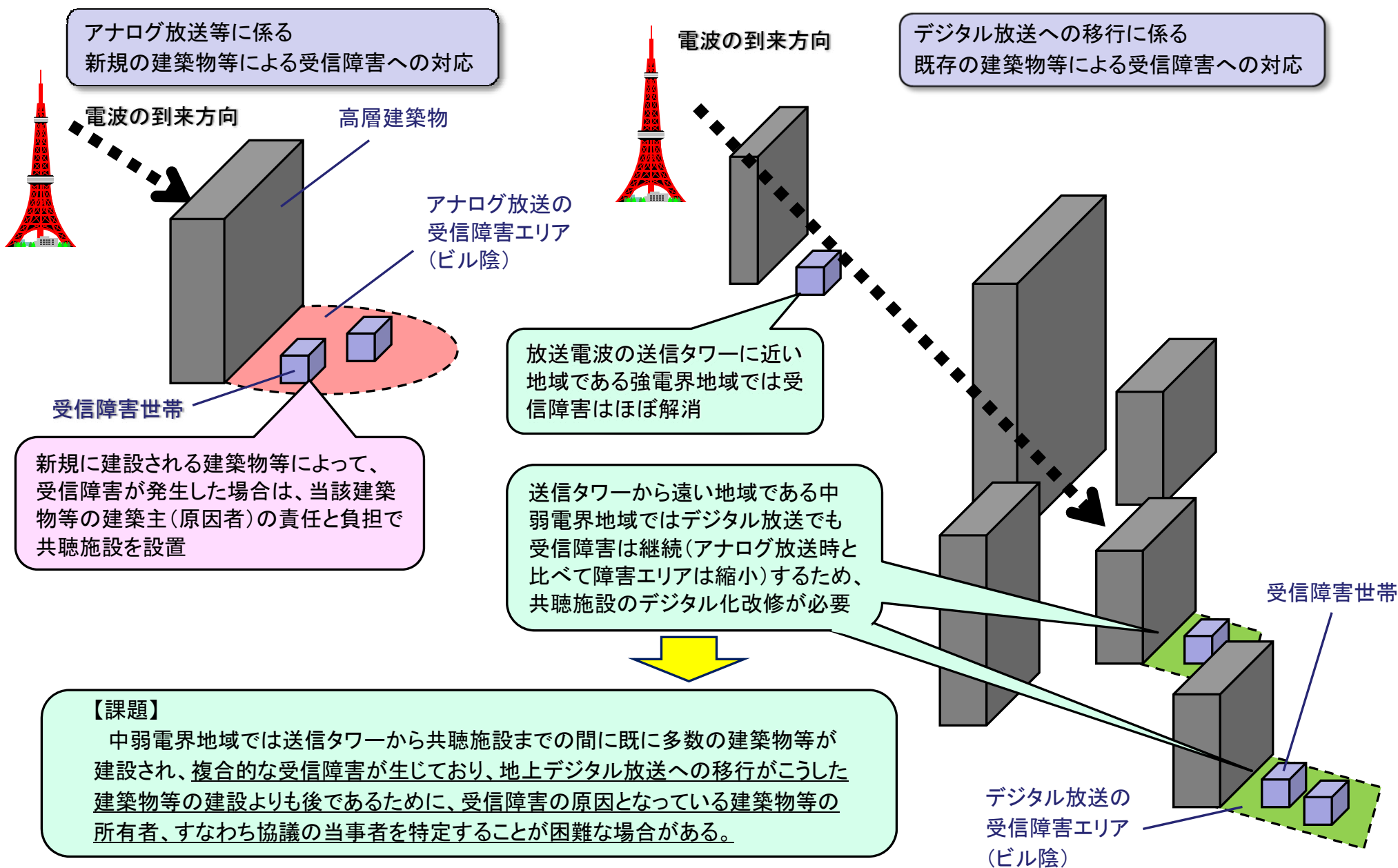
- ✚ 共聴施設の一戸当たり改修費用は、多くの場合、戸建て住宅で個別アンテナを設置する経費と同程度であると想定されているものの、共聴施設の視聴世帯数が少なくなるに従って高額となる傾向にある。
- ✚ このため、共聴施設の視聴世帯数規模別の改修コストを調査・分析し、効率的な改修方法を検討するとともに、住民負担が著しく過重となる場合の施設改修の促進策を検討することが必要

【参考1】デジタル化による都市受信障害の改善傾向

- 地上デジタル放送は受信障害に強い伝送方式を採用しているため、受信障害は大幅に改善することが見込まれている。
 - 調査の結果、推計では、全国の実用障害世帯数がおよそ1／10程度に改善
アナログ波の実用障害世帯：全国約1,100万世帯→デジタル波：同100万世帯
- 受信障害が改善された世帯では、自ら個別アンテナを設置し、地上デジタル放送を直接受信することが可能となる。
- この受信障害範囲の変化は、シミュレーションによる大凡の傾向の把握のほか、正確には実測調査により確認することが必要。



【参考2】協議に当たっての当事者の特定について

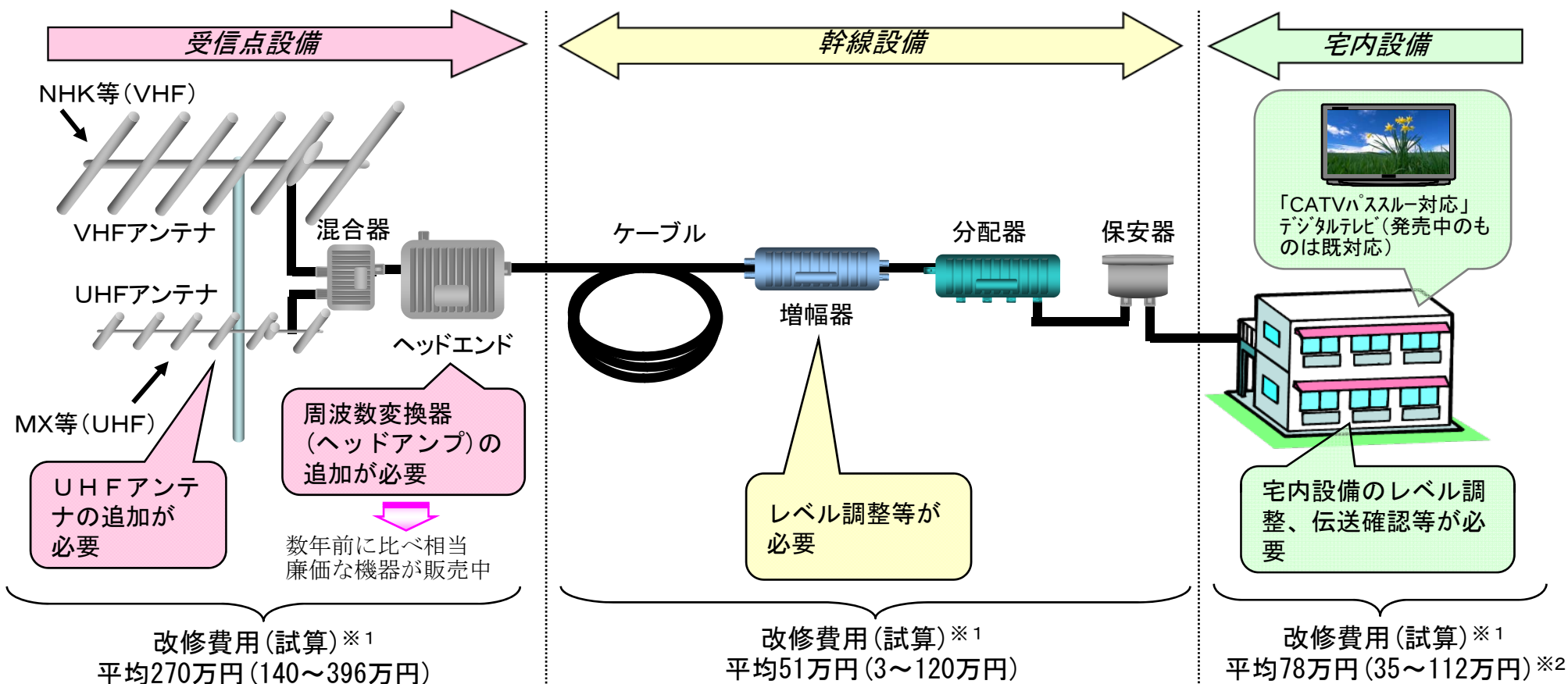


【参考3】共聴施設のデジタル化改修経費(例)

狭帯域施設（～222MHz等）の場合

デジタル化部分改修経費

200～500万円程度

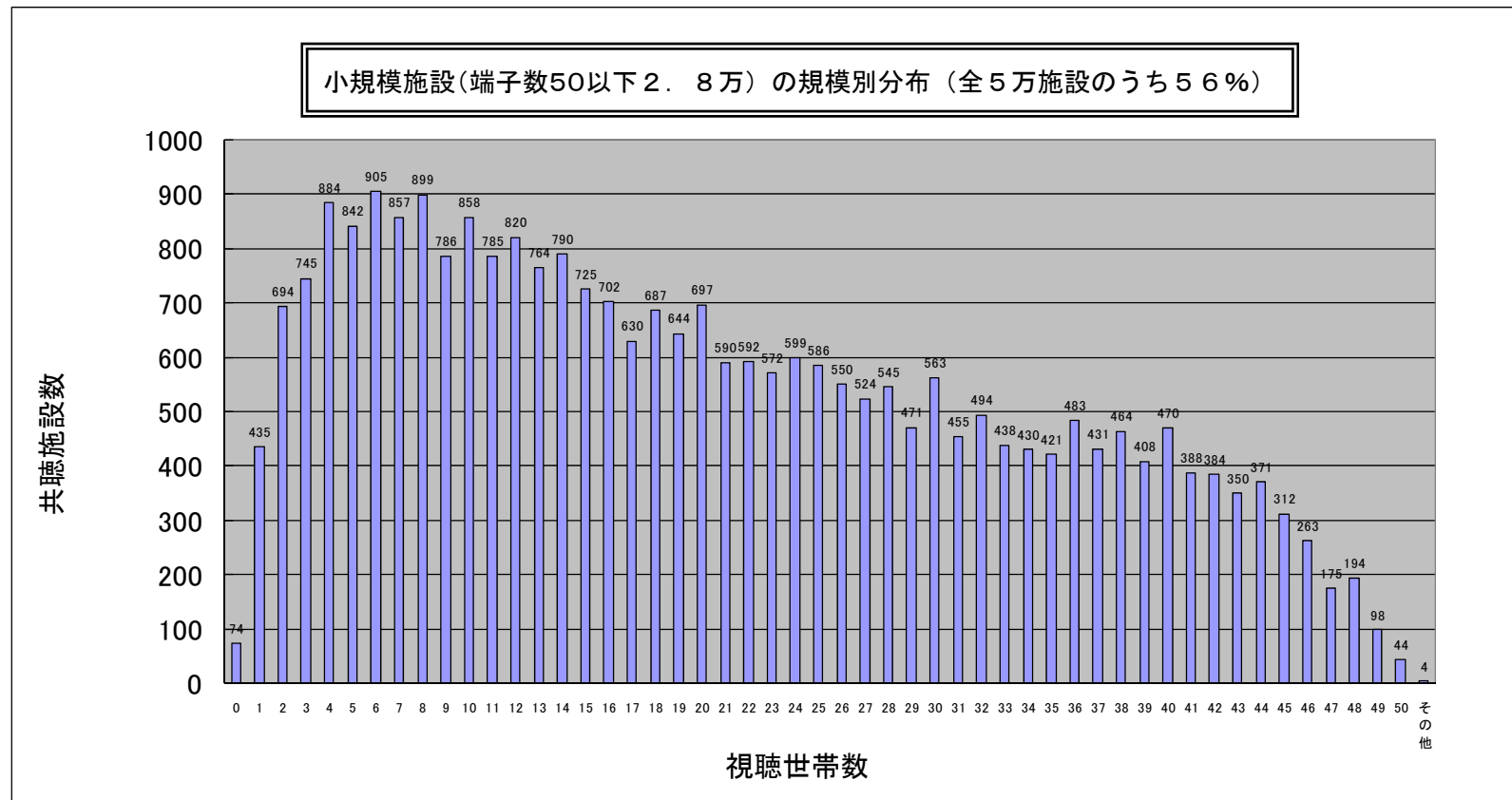


※1 実在する9建物の事例の集計結果。具体的な設備の改修費用等は、設備の規模、状態等によって異なる。

※2 全体設計費を含む。

出典：都市受信障害対策用共聴設備の施設実態等に関する調査（2007年3月（株）NHKアイテック）

【参考4】共聴施設の規模とデジタル化改修経費等について



※1 施設数の出所：総務省(平成19年10月現在)

※2 小規模以外の共聴施設

○許可施設数(端子数501以上) 0.1万(全5万施設のうち2%)
○届出施設(端子数51～500) 2.2万(同44%)

【課題】

- ① 共聴施設の規模(視聴世帯数)が小さくなるほど、視聴世帯当たりの改修経費が高額となる傾向。
- ② 地上デジタル放送への移行により、受信障害世帯数は約1/10程度に改善するが、特に送信タワーから遠い地域である中弱電界地域では地上デジタル放送でも受信障害が継続。このため、地上デジタル放送により受信障害が解消される範囲の調査が必要。
→ 大規模な施設所有者に対して、調査の早期実施を働きかけるとともに、都道府県単位でのサンプル的な受信状況調査等に基づく地上デジタル放送の直接受信に関する情報提供等が必要。

【参考5】都市受信障害対策共聴施設数と世帯数（受信障害の主な原因別）

受信障害の 主な原因	施設数		世帯数	
		構成比		構成比
航空機の運航	449	0.9%	110,373	1.7%
建築物	45,340	90.7%	4,238,717	64.7%
鉄道の電気雑音等	1,294	2.6%	314,963	4.8%
道路の高架等	239	0.5%	400,602	6.1%
送電線等	2,384	4.8%	1,416,290	21.6%
その他	258	0.5%	65,903	1.0%
合計	49,964	100.0%	6,546,848	100.0%

※1 出所：総務省（平成19年10月現在）

※2 申請者等の申告内容のうち共聴施設の主な設置目的を整理したもの

辺地共聴施設に関する資料

辺地共聴施設の整備支援

地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備の推進を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保するため、共聴施設の整備に対する支援を実施。

1 施策の概要

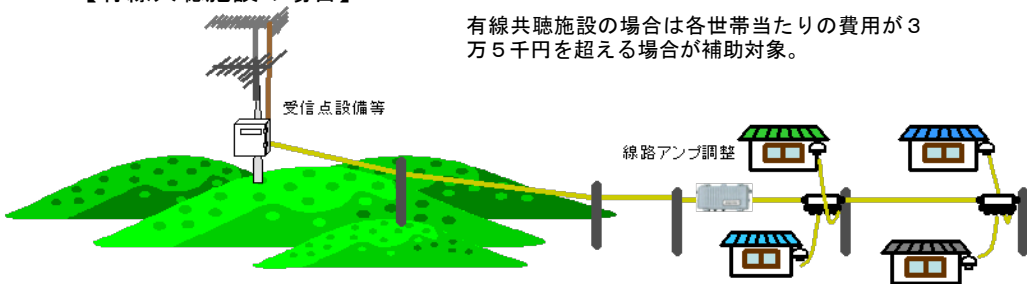
山間部等においてデジタルテレビジョン放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助。

2 事業スキーム

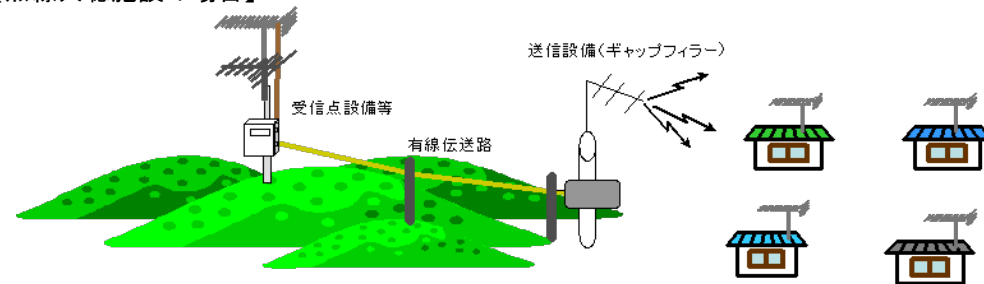
- ① 事業主体 市町村又は共聴施設の設置者
- ② 対象地域 山間部などデジタルテレビジョン放送の視聴が困難な地域
- ③ 対象施設
 - ・有線共聴施設：受信点設備の移設費、改修費等（新設又は改修）
 - ・無線共聴施設：受信点設備、有線伝送路、送信設備等の整備費（新設又は改修）
- ④ 補助率 1／2

3 イメージ図

【有線共聴施設の場合】



【無線共聴施設の場合】



4 所要経費

平成20年度予定額
5, 190百万円の内数

平成19年度予算と平成20年度予算案の比較

(赤字が変更点)

① 辺地共聴施設の整備支援

i) 有線共聴施設整備

	平成19年度予算	平成20年度予算案
対象地域	条件不利地域	地域限定なし
事業主体	市町村	市町村又は共聴組合
対象設備	受信点設備の移設・改修等	受信点設備の移設・改修等
支援条件	改修のみ	改修又は新設
補助率	1 / 3	1 / 2

② 辺地共聴施設の整備支援

ii) 無線共聴施設整備

	平成19年度予算	平成20年度予算案
対象地域	地域限定なし	地域限定なし
事業主体	市町村又は共聴組合	市町村又は共聴組合
対象設備	有線伝送路（送信機は対象外）	有線伝送路（送信機も対象）
支援条件	有線共聴施設からの改修のみ	有線共聴施設からの改修又は新設
補助率	1 / 2	1 / 2

※加入者1世帯あたり3.5万円以上負担する場合が対象。